
特集：障害児福祉と関連領域

障害児福祉制度から成人制度への移行における課題 ——障害児入所施設における「過齡児」の移行支援の検討——

田村 和宏*

抄 録

障害児入所施設では、18歳を超えておとなになってもなお、子どもの施設で生活をしている「過齡児」がいる。その数も多いことから大きな問題になっている。一方で、虐待や養育力の低下による障害児入所施設への入所も増えている。本論文は、18歳に到達した障害児入所施設入所者に対して、そのひとにふさわしいおとなとしての生活や居住に移行していくために、現在の移行支援の過程をどう改善することが必要なのか。また、何が問題なのかについて、この間の国における障害児支援の検討会の経過を踏まえて考察した。障害のある子どもの「子どもからおとなへの移行」を支援する場合に、人間発達の視点を踏まえた「二重の支援」とすることや、柔軟な制度運用が必要になる。それだけでなく、責任主体としての都道府県の調整、市町村との連携によって移行支援機能が有効に働くことで、「過齡児」問題は改善される。

キーワード：縦横連携、過齡児、一貫性、過齡児等移行支援連絡会

社会保障研究 2023, vol.8, no.2, pp.191-203.

I はじめに

障害児支援の見直しについて、国においては、2008（平成20）年以降継続的に検討会を立ち上げ議論・検討がなされてきている。その議論のひとつに「過齡児」問題がある。障害児入所施設では、18歳を超えると制度上は利用ができなくなるわけだが、一方で移行する成人としての受け皿が少なく、結果仕方なく障害児入所施設で生活をしている「過齡児」が、年々増えてきている。本来ならば、18歳に到達する過程で、本人の生活要求や希望をもとに、障害者の制度に基づく新たな居住場

所（障害者支援施設やグループホームなど）への移行調整や体験・支援は、相談支援事業を軸にして計画的に実施されていかなければならない。しかし、利用契約制度という個人と事業所の関係による支援のしくみのなかでは、相談支援が介入するだけでは、「過齡児問題」は前に進んでいかない現状にある。このことは、障害者権利条約第19条の理念からすれば、どこで誰と生活するかを選択する機会が権利として実質的に保障できていないという表れである。それどころか「特定の生活施設」での生活を強いることになってしまっていることは、まさに喫緊の課題なのである。一貫した支援の必要性がと言われることも多いが、「過齡

* 立命館大学産業社会学部 教授

児」の問題へのとりくみは、支援を一貫するためにはどうすればよいのか、ライフステージを移行する際の課題は何か、そしてどういう質の支援が必要になるのかということを教えてくれている。

II ライフステージの移行支援に必要なこと

1 移行支援にとって重要な点—先行研究の検討
ゆたかな移行支援を実現していくためのポイントとして、先行研究から以下の3点が重要だといえる。

第一に、柔軟な接続が可能かどうか、である。堀内〔堀内(2008) p.58〕は、移行支援の実践から「実体験の保障や個別的関わりを通して、ていねいに本人へフィードバックしていこうとする支援プロセス」と、「児童本人と支援者の相互作用の繰り返し」が移行の「実現につながる」として、移行のための準備の重要性を提起している。助走が必要というわけである。しかし年齢が18歳未満の場合は、「児童福祉法に基づくサービス」ではないサービスは利用ができないため、移行先の「実体験の保障」に困難さが生じてくる。例えば障害児入所施設から障害者の居住の場の移行ということであれば、おとなの障害福祉サービスである共同生活援助（以後グループホームとする）は児童福祉法には現在存在していないため、法的には事業の体験・練習利用ができない。利用することができてそこには報酬はない。つまり現行では、障害児がグループホームの体験・練習利用するためには、障害福祉サービスでいう体験入所にあたる報酬相当分を本人が負担することになる。体験時のつきそい人員は、グループホームか本人の所属機関で必要な人員をつける配慮が必要になる。そういう制度外の私的利用でしか「実体験の保障」ができない。したがってライフステージの移行期の支援においては、堀内がいう「実体験の保障や個別的関わり」は困難さが高まり、簡単にはできないのである。したがって、障害児の児童福祉法上の制度から障害者総合支援法への移行の「実体験の保障」を行うには、柔軟な（例えば17歳のときには、おとなの制度の体験や練習が可能であ

り、報酬も二重請求とならないような形で報酬が発生するような移行支援（接続利用）の制度的なしくみが求められる。

第二に、自分づくりという移行支援の質である。渡部〔渡部(2009)〕は、この移行を「『子どもから大人へ』と『学校から社会へ』の移行支援を不離一体なもの」とすることが重要だと指摘し、それを「二重の移行支援」と位置づけている。このことは重要指摘である。今日、とかく「子どもから大人へ」の移行支援が、「学校から仕事へ」という狭い意味での「トランジション」に矮小化される、さらに二分的な「できる—できない」の評価が、「生産性があるかないか」、「納税者となりうるかどうか」という視点に変容する。そのことによって「働くことが一定できる」人材育成の教育や移行支援として「トランジション」とされがちである。渡部は、そういう流れは、人間発達の視点からとらえたときに、自分づくりという点においてはあまりにも貧しいことになると警鐘を鳴らす。つまり、移行支援や「トランジション」には、就労や社会参加などの視点は確かに重要な点ではあるけれども、生活の主体としての力や、希望や将来のことなどについて自ら語られているか。あるいは、自分はどのような自分になりたいのかという「自己変革の願い」〔近藤(2000)〕という人間発達の視点からの質がライフステージの移行期やライフスタイルの移行期の支援としては、計画に必ず内包されなければならないというのである。この指摘は、主体的なライフステージの移行を実現させていく重要な観点を提示している。さらに渡部は移行支援については、OECDがいうように「14・15歳から20歳半ば頃まで」「継続的で持続的営み」とすることも併せて指摘していることも重要な点である。

第三に、自分づくりという点でいえば、國本（國本：2023）は「ライフステージを通じて、学校教育と社会教育が」双方に連関して、総体として「ライフワイドに」権利保障を実現させていくことが必要だと指摘する。國本のいう「権利保障のタテとヨコの視点」やあるいは「学びの保障」を「ライフワイドに」構えていくということも重

要なキーポイントだといえるだろう。

2 「過齢児問題」を解決していくためには

障害児入所施設からの移行の際には、以上の様な3点を内包した移行支援が必要になっていることは確認ができた。しかし、それであるならば「過齢児問題」は起きてこない。どういう改善が必要なのか。障害児入所施設における子どもからおとなへの移行における支援において、支援が困難を極める場合ほど多様な困難さからどこが責任を持ち、あるいはどういうしくみ・内容で移行を進めるのか、また社会資源の少ないことをどう受けとめて、改善の準備をしていくのかという移行支援の在り方・スタンダードを、国が示して改善を図ることが必要になっている。本論文では、障害児入所施設の支援の見直しの経過をふまえて、障害児入所施設における移行支援・調整にとって、どういった枠組みが必要になっているのかについて「過齢児問題」から考察していくことにする。

Ⅲ 障害児支援の見直しの経過から 移行支援のあり方を考える

1 障害児支援の見直しの経過

(1) 障害児支援の見直しに関する検討（A検討会）2008（平成20）年

2008（平成20）年に、国は「障害児支援の見直しに関する検討会」（以後A検討会とする）を立ち上げ、報告書を取りまとめた。そこでは、このA検討会が「少子化が進行する中、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えることにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくこと」を基礎として、その上で「障害のあることが大きな不安や負担とならないよう」、障害児も、「子どもとしての育ちを保障」するための必要な配慮を行い、すべての「子どもの育ちと子育てを支えていくこと」をその目的とし、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」「子どものライフステージに応じた一貫した支援」「家族を含めたトータルな支援」「で

きるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援」の4つを基本的視点として挙げ共有している。このような基本的視点を基礎にしなが、障害児やその家族をとりまく状況が変化をしてきていることを踏まえて、障害児支援施策について一般的な見直しを行い、今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策についてとりまとめた。

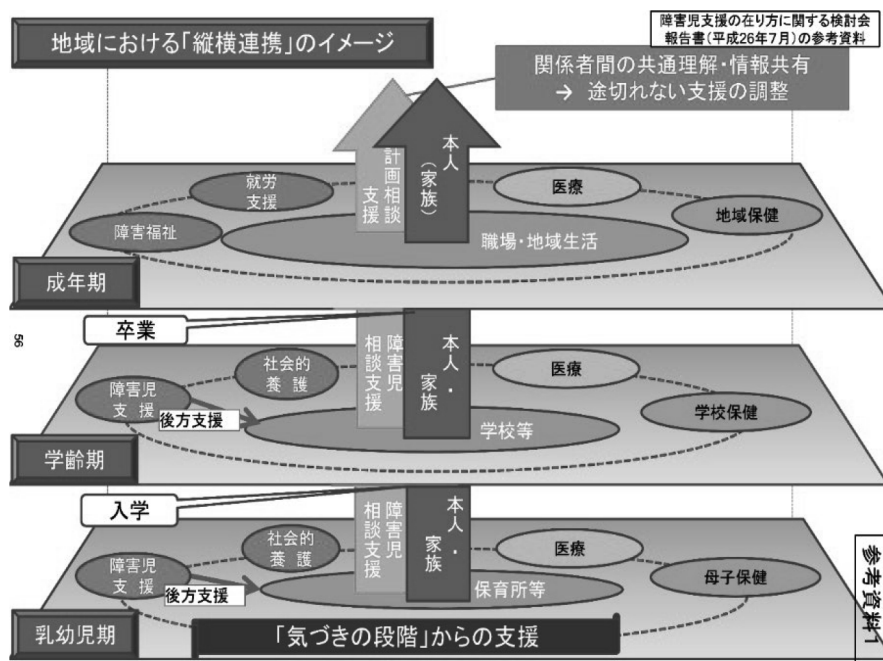
さらにこの報告を受けて、2010（平成22）年に「障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」がつくられる。障害児の施設や制度・事業は、児童福祉法にその根拠規定を一本化した。つまりそれは、障害児支援は「一般施策との連携により対応していく」ことを意味している。

しかしその反面、それはライフステージにおけるつながりを強く意識するあまりに、逆にライフステージがかわるところで切れ目が生じてしまうことにもなった。

その矛盾の典型が、障害児施設に在籍している満18歳以上の成人であるいわゆる「過齢児」の存在である。先にあげた児童福祉法の改正においては、18歳以上の障害者については、成人としてのより適切な支援を行っていくため、A検討会でのまとめをふまえ「障害者施策として対応」することとされた。しかし、現実には児童から成人の機関への新たな機関間連携を同じような質を伴って作りだすことはそう容易ではなく、しかも児童福祉法と障害者総合支援法の対象を明確化することによって、その二つの法律にまたがって連携体制を「つなぎ直す」ことで支援体制を継続させることは、以前より困難な状況になっていた。

(2) 障害児支援の在り方に関する検討（B検討会）2014（平成26）年

2014年には、「障害児支援の在り方に関する検討会」（以後B検討会とする）が開催された。このB検討会では、障害児通所支援・入所支援の枠内で考えるだけでなく、「一般施策としての子育て支援も視野に入れ」、保育所や教育、放課後児童



出所：厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会報告書」より。

図1 地域における「縦横連携」のイメージ

クラブ等の保育・教育・医療・福祉の連携をさらに深め、より「総合的で柔軟な形で」、次の4点を基本的な考え方としてとりまとめがされた。

- ・一人ひとりの個性と能力に応じた「発達支援」
- ・ライフステージに応じた関係者の連携を充実させながら、切れ目なく年齢に応じて積み上げていく「縦横連携」支援
- ・気づきの段階からの柔軟な相談による「保護者支援・家族支援」の充実
- ・インクルージョンの推進 である。

B検討会での「縦横連携」はとても重要な提起で、この報告においても「グランドデザイン」として位置づけている。

障害児支援においては、障害児本人を真ん中にして関係機関をつなぐことによる支援が重要だとされるが、現実には子どもの成長に伴ってライフ

ステージが次の段階に移行することで関係機関が変わることがほとんど（例えば、日中の生活を支える機関が、保育園から学校+放課後等デイサービスになる、など）である。そのことによって連携が崩れることも多く、ライフステージが次の段階に移行しても連携による支援体制の継続性を維持し、「生の営み」¹⁾の歴史を積み重ねていくことの重要性を改めて強調している。

(3) 障害児入所施設の機能強化に関する検討 (C検討会) 2019 (令和元) 年

B検討会では、障害児入所施設が担うべき機能について、次の4機能に整理された。

- ・発達支援機能
- ・自立支援機能
- ・社会的養護機能

¹⁾ 窪田暁子が、著書『福祉援助の臨床-共感する他者として』（2013）において、福祉の現場で「生の営み」に困難さを感じ、社会から孤立していく人々にソーシャルワーカーとして何を感じ、どのような思いを込め援助活動を展開するかについて自身の論を展開している。そこでの表現。生を単にただ存在するというのではなく、主体的・能動的なものとしてとらえ、人間を発達の主体と位置づけた表現でもある。

・地域支援機能 である。

この障害児入所施設の4つの機能について、現状の整理と課題検討の場として、2019年に「障害児入所施設の在り方に関する検討会」（以後C検討会とする）が開催された。

この検討会では、福祉型と医療型の障害児入所支援それぞれの現状と課題について検討をした。2020（令和2）年には「障害児入所施設の機能強化をめざして—障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書—」がとりまとめられた。この時点での障害児入所施設における入所児の状況は、虐待等による入所の割合が新規入所児の3割強と増加をし、また養育力不足による入所も入所理由では一番高くなっていた。つまり、障害児入所施設の4つの機能のなかでも社会的養護の役割が強く求められる社会状況になっていたといえる。そこで、ソーシャルワーカーの配置の必要性について述べられていることが新しい提起である。また、18歳以上の障害児入所施設入所者については、施設在籍年数が20年以上になる人が存在している矛盾が依然続いており、この解消が「喫緊」課題だとして、「これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」ととりまとめている。また、18歳を超えた入所者の人たちは、障害が重度であるということから受けとめてくれる社会資源がないため、調整する体制を強化する必要があるとの発言もあった。

（4）障害児の新たな移行調整の枠組み（D会議）2021（令和3）年

2021年には、C検討会において「喫緊」課題とした、障害児施設からの移行が困難な18歳以上の障害者の移行先調整や、18歳に達する障害者の移行調整の枠組み、移行先整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるための枠組み、その際の移行調整の責任主体、制度の柔軟な利用等について「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」（以後D会議とする）を立ち上げ議論され、同年「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 報告書」とし

てとりまとめられた。そこでは、移行調整の枠組みを、「都道府県等（都道府県及び政令市）が管内全体の移行調整の責任主体として、移行調整の協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設・退所後の支給決定主体となる市町村等）の協力のもとで、移行調整を進めること」をその基本とした。そして「移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体となる市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）の関係者へ引継ぎを行っていくこと」とした。

会議報告書は「障害児入所施設への措置又は給付決定を行った都道府県等が責任主体となること」を明確化することによって、「18歳以降に成人として管内市町村（グループホーム等）で迎え入れることも視野に入れながら、早期から一貫した移行準備を行うこと」を可能とし、障害児入所施設に入所中であっても、入所施設の支援計画として、本人の意向により沿いながら支援計画として、自立や生活の移行をより意識的に準備し、すすめていくことを強調している。また報告書は、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮するように求めている。検討をすすめることを提起している。具体的にその移行支援に当たっては、少なくとも15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行に向けて、グループホームや成人施設等への体験入所・短期入所—アセスメント—本人の意向確認による移行—定着支援までを、相談支援事業所が一貫して支援することを可能とするような制度構想が打ち出されている。例えば、グループホームにおける体験入所が児童期にも同じように利用でき、報酬としても受け手としての事業所に入るような柔軟な制度運用の検討も併せて必要だとされた。

また、移行先の社会資源が不足していることもあり、具体的方策として、児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や、児者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）も一定期間での対応策の選択肢の一つとして示されている。

基本的な入所の期限として、報告書では都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時まで障害児入所施設への入所の継続を可能とすることと提起し、児童福祉法を改正することとした。また、「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、時限的対応となり、2023（令和5）年度末までの措置として、「過齢児」問題については、2024年度当初においてほぼ解決をしていることを想定している。

ここでの検討のなかで重要な点は、次のふたつである。

第一に、障害児施設入所中の児童期から成人としての生活への移行に向けて、成人の制度である体験入所等を学齢期において目的的に利用しながら移行の準備を重ねていくことを可能にしたことである。

第二に、その際に、時系列のなかで一貫して相談支援が、ライフステージで変更することなく、継続して寄り添い、耳を傾け支援することである。

上記のふたつの点が可能になっていくことは、地域の関係機関の連携がつながっていくだけでなく、移行支援について責任体制（計画の推進・とりまとめ）と実行体制（支援の推進・柔軟な支援を工夫する責任）が明確になることで、当事者や家族が何よりも心強い体制を手にするという意味。この体制が可能とするようなしくみにすることについて、確認や共有ができたということは、今後「過齢児」問題をはじめとして動かなかった課題が動き始めていく。

2 障害児入所施設の「過齢児」問題の状況と移行支援

(1) 「二重の支援」

障害児入所施設における「過齢児」や18歳に到達した児童に対して、D会議において強調された「成人としてのより適切な支援を受けることができるような移行調整」がされているか。また、D会議で提起された都道府県が移行調整の責任主体となる枠組みやしくみによる実践によって、移行調整はすすむのか。「過齢児」の数は減少したの

か。これらの点を評価することを目的として、厚生労働省において、すべての障害児入所施設の状況調査を令和3年、令和4年と実施した。（障害児入所施設に留まっている成人障害者の人数を把握した。）医療型の障害児入所施設は、児童の障害が重症心身障害や医療ケアが必要な障害の重い児童が多く入所しているため、ほとんどの入所者は18歳に到達したとしても、移行調整後も医療の支援を受けながら生活することができる同じ施設に移行する。そのため全体の傾向を観るという点では、福祉型の障害児入所施設のみ分析する。

ただし、重症心身障害だからライフステージの移行に際しては、アセスメントを実施しないということではないし、移行に向けての準備や調整は実施し、移行調整の結果として同じ施設への移行となっただけのことであることは付加しておく。

(2) 障害児入所施設における成人障害者（「過齢児」）の移行支援の実態調査

① 令和3年の調査から

調査対象は、すべての障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）525箇所であった。回答率は、全体で96%、種別では、福祉型が96%、医療型が97%と高い回答率だった。

表1を見ると1,118人が移行を決定した。令和3年3月31日現在、移行ができず福祉型障害児入所施設で生活している成人障害者の数は470人。1,588人の18歳以上の成人障害者のうち令和3年で約70.4%を移行調整したということになる。この数値を見れば、移行調整は一定程度すすんでいるといってもいい。施設に残ることになったのは成人障害者の約30%である。その年齢別の内訳としては、18-19歳の人数が246人と多い。20歳代も135人が残ることになった。以後30歳代53人、40歳代27人が在籍しており、50歳代以上も9人在籍していることは驚きである。若年層の移行に力を入れるものの、ふさわしい社会資源が見つからないという状況だともいえる。また図2を見ると都市部において成人障害者が多く在籍していることも大きな特徴である。

また、福島・茨城などもその数が多いのは都市

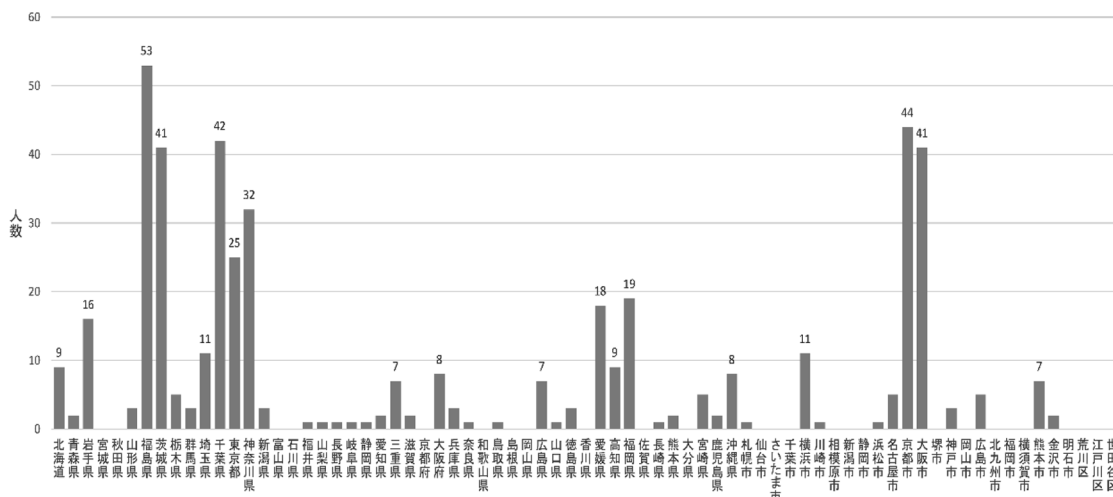
表1 福祉型障害児入所施設に残る成人障害者数

年齢区分 (※)	①移行先が 決まっていない 人数		②移行した人数 ③移行先が決 まっている人数 (a+b+c+d+e)		移行先(内訳)									
					(a) 障害者 支援施設		(b) 共同生活 援助		(c) 療養介護		(d) 家庭		(e) その他	
	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
18歳(在学)	65	83	291	366	108	78	101	226	1	2	69	27	12	33
18歳(在学無)	7	7	20	15	2	2	2	8			16	2		3
19歳	32	52	38	58	20	26	15	25			2	2	1	5
20歳～29歳	132	3	169	27	130	11	28	13			5	3	6	
30歳～39歳	53		71		59		6						6	
40歳～49歳	27		60		53		6						1	
50歳～59歳	6		3		1				1				1	
60歳～69歳	2													
70歳～	1													
合計	325	145	652	466	373	117	158	272	2	2	92	34	27	41

出所：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和4年4月1日時点）。

都道府県等別

全国：470



注1：移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く。

注2：5名以下の都道府県は個人が特定される恐れがあるため、人数の記載は省略。

出所：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ。

図2 福祉型障害児入所施設に残る成人障害者数（令和3年3月）

部（東京など）の障害児を受け入れていることがその背景にあると考えられる。

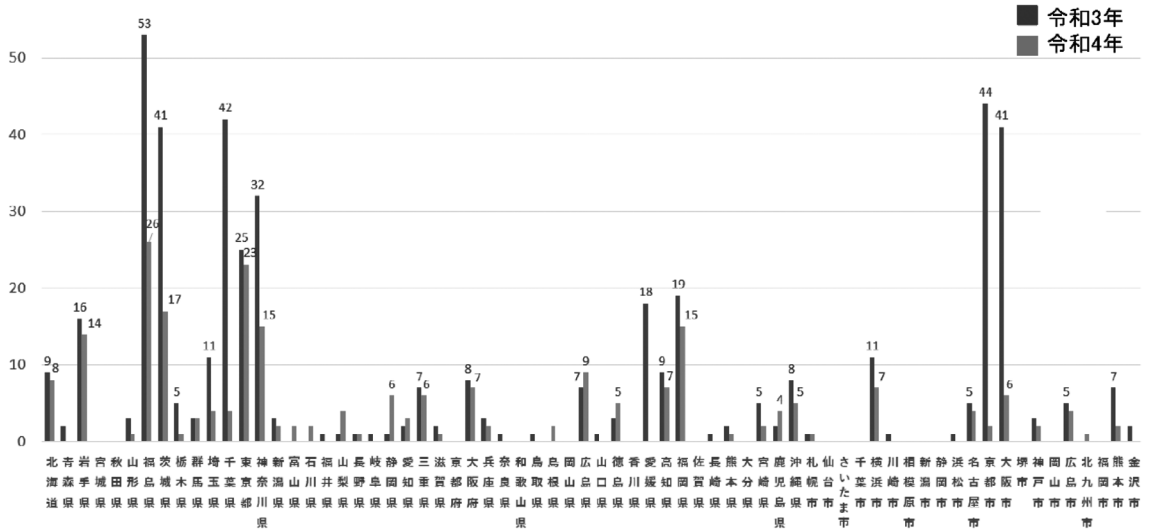
② 令和4年の調査から

先に述べたように令和3年調査は、都市部での「過齢児」の数が多く見られていたが、令和4年調査では多くの政令指定都市でその数の減少が著し

い。令和3年調査で470人だった福祉型障害児入所施設で生活している成人障害者の数が、令和4年調査になると231人となり、239人の減となっているのがその特徴である（図3）。また入所施設からグループホームや一人暮らし等への暮らしに移行した人は344人となっている（表2・3）。²⁾全体状況

²⁾ 344人（共同生活援助338には、自立援助ホーム1, 日中支援型共同生活援助1, 1人暮らし1, サービス付き住宅3が含まれている）。

令和3年調査 全国470名
令和4年調査 全国231名



出所：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和4年4月1日時点）。

図3 福祉型障害児入所施設に残る成人障害者数の令和3年調査と令和4年調査の比較

は、障害児入所施設に在籍している成人障害者の合計が971人で、そのうちの76.8%にあたる746人の移行が決まり、23.8%にあたる231人がそのまま残るという結果になっている。ライフステージの節目だからこそ、入所施設での生活から地域生活への移行という大きな流れをつくり出していくくみづくりになったといえる。

③ 令和3年調査と令和4年調査との比較から

令和3年調査と令和4年調査から、以下の点が重要な特徴点として上がってくる。

(a) 都道府県の移行調整の責任主体として役割の発揮が、地域生活への移行をすすめた

D会議において、都道府県等（都道府県及び政令市）が移行調整の責任主体となり、退所後の給付決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進めることがたいへん重要だと確認した。今回この移行調整においては、このことが「肝」となった。つまり都道府県が責任主体となり市町村関係者を調整するからこそ、多様な機関間連携とり安くなる。堀内〔堀内（2008）p.58〕の

いう学齢期における移行の練習や「お試し」という「実体験の保障や個別的関わり」という成人制度の利用が、移行の必要な準備として都道府県が責任主体となり市町村関係者を調整するからこそ可能になったといえる。地域における個別の自律に向かうおとなとしての生活への移行は、都道府県と市町村の協働でそれぞれの責任を発揮した結果だといっている。

自治体が責任主体にだからこそ、相談支援の相談員が本人に寄り添いつつ、本人の意思を確認しながら準備をつくることのできるし、当事者としての計画作成に参画することができる。支援計画も一人ひとりに合わせた移行支援の計画になっていくだろう。

(b) 緊急対応を常態化させないこと

先述したように、令和3年調査では都市部における「過齢児」の数が高かったが、令和4年調査ではこれが減少している。この理由については、地域移行が積極的にすすめられたことを説明したがもうひとつの要因が存在している。それは、千葉

表2（上）・表3（下） 令和4年調査における福祉型障害児入所施設から移行した数と移行

	障害者支援施設	共同生活援助	療養介護	家庭	その他	合計
18歳 在学	158	266		92	30	546
18歳 在学無	15	34	7	15	4	75
19歳	23	20		4	6	53
20歳	6	5		5	3	19
21歳	3	2		1	0	6
22歳	1	2			0	3
23歳～29歳	10	3			2	15
30歳～39歳	12	4			2	18
40歳～49歳	9	1				10
50歳～59歳	0	1				1
60歳～69歳	0	0				
70歳～	0	0				
合計	237	338	7	117	47	746

その他

n=746

移行先	人数	移行先	人数
宿泊型自立訓練施設	7	精神科病院へ入院	4
自立援助ホーム	1	サービス付き住宅	3
障害者支援施設の短期入所	6	住宅型有料老人ホーム	1
障害児入所施設の短期入所	4	児童養護施設に措置変更	1
短期入所施設	3	他児童施設に措置変更	1
社員寮	4	私的契約	1
日中支援型グループホーム	1	通勤寮	1
1人暮らし	2	医療型障害児入所施設	1

出所：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和4年4月1日時点）。

県、京都市、大阪市がそれぞれ30～40人の減をしている。これは新たに成人施設を障害児入所施設の定員を一部減らして新設し、いわゆる児者転換をしたことによる減少も含まれていると考えられる。障害児入所施設も社会的養護の機能強化が求められるなかで、その定員を減らすことになるこの方策は、あまり推奨できない。また、入所施設を短期入所に移行するという事例も散見されているが、期間限定のくり返しになる不安定な移行になるか、短期入所を長期に使用し続けることになれば、短期入所という地域生活支援の機能を弱めるということになる。緊急対応ということを常態化させずに、期間を区切って再アセスメントを実施し、その人の生活の必要に応じた移行調整になるように仕切り直して施設設備等を計画していくことが必要である。

(c) 相談支援の質の向上が、移行先の生活の質につながる

図4をみると今回移行調整ができていても、その移行先が障害者支援施設や精神科病院への入院、ほかの入所施設への措置変更等というあまり大差のない移行の質になっている人が258人もみられている。また家庭に戻っている人も117人もいる。成人してなお家族にケア責任を負わせる移行は、本当にその人にふさわしい移行なのかどうか疑問が残るところである。現実の移行支援の質が揺れている。基本的にライフサイクルを一貫して寄り添う相談支援の役割・支援計画の質は、本人の参画も含めて今後ますます重要な役割となっていく。そういう点から、今の支援は質保障の途上にある。相談支援の質が移行調整後の障害者の生活の質をつくる点から、相談支援の質の向上には、まだ課題が残っていると考える。

(d) 移行支援はうまくすすんでいるのか

移行支援はうまくすすんでいるのか。表4・表5を見てみると、移行できないことの本来的な理由は、地域における社会資源がまったく足りないという状況だということが見て取れる。それと「問題となっている行動があるため」だという。移行調整や移行支援は一定程度成功しているように考えてよいが、行動障害や強度行動障害などの支援が難しく人員を加配した体制が必要になる場合は、事業所としては運営的にも厳しい、人材の確保も難しい、ノウハウがないなどによって、受けとめができていない。これらの課題が解決できれば、さらに移行は進むものと考えられる。移行支援の責任主体を都道府県とし、市町村と連携をとることの意味はここにあるといっている。その地域や地方にあった対応策を本人も含めた支援チーム関係者とともにつくり出していくことが重要になって

いる。

(3) 障害児入所施設における成人障害者（「過齢児」）の移行支援のあり方の考察

令和3年と令和4年における障害児施設の移行調整のとりくみは、都道府県が移行調整の責任主体となる枠組みの下で進められている。地域にふさわしい社会資源がないためになかなかすすまない点はあるものの、その課題は「地域づくり」や「共生社会」という観点からの行政の課題だともいえるのではないかと。そういう意味では、都道府県に移行支援を進める際の責任主体の役割を担ってもらうことの持つ意味は、ひとりももらさない施策を市町村と分担をしながら、重層的に用意するところにある。

表4 令和3年調査における移行が困難な理由

	福祉型	医療型
1. 問題となっている行動があるため受入れ事業所がない	164人	2人
2. 医療的ケアに対応できる事業所がない	6人	8人
3. 障害者支援施設に空きがない	301人	15人
4. グループホームに空きがない	52人	1人
5. 保護者が障害児入所施設退所を拒否している	48人	3人
6. 職員のマンパワー不足	7人	0人
7. その他	92人	16人
8. 記載なし	36人	3人

表5 令和4年調査における移行が困難な理由

問題となっている行動があるため受入事業所がない	78
医療的ケアに対応できる事業所がない	4
障害者支援施設に空きがない。	116
グループホームに空きがない。	28
保護者が障害児入所施設退所を拒否している。	15
職員のマンパワー不足のため移行調整の準備が出来ない。	2
その他	75

重複回答あり

出所：表4・表5ともに厚生労働省（2021）「障害児入所施設移行状況」。

Ⅳ 障害のある人の学齢期から青年期への移行支援のあり方について（結論）

以上のような、国による検討会議による議論の流れや、それを受けて実際に移行支援を進めた結果から、障害児入所施設に入所している障害のある子どもの学齢期から青年期への移行支援のあり方について以下のことが重要であり、その必要条件を移行支援に当たって形成していくことが必要であると考えられる。

1 都道府県等を移行支援の責任主体とし、市町村とともに個人の生活を支えるしくみにすること

第一には、都道府県や市町村の行政の役割を明確にするということである。困難な事案ほど都道府県が責任主体として、困難さを整理しその機能や役割を発揮させることである。

自治体が「過齢児等移行支援連絡会」を開催し、自治体の責任でつなげるしくみをつくることが重要となる。そのことで、支援の多職種連携の軸に支援と「自分づくり」が形成されていく。ライフステージを「一貫した」。

2 ライフステージの移行支援を「自分づくりにおける二重の支援」とすること

第二には、過齢児問題をはじめとした「子どもかおとなへの支援」については、「二重の支援」と位置づけることが重要だということである。

通常、中学生から大学生の時期は「思春期・青年期」に位置づけられる。第二次性徴の訪れとともに、青年らしいからだつきになるとともに、このころの面でも自分自身に目を向け、自分の見方で世界を見つめることで自分の価値観を確立していく。だから「揺れる青年期」であり、新たなステージの移行には不安定さはつきものなのである。さらに、「自分とは何か」「自分は何をしたいのか」「自分は何を求めているのか」というように自分の変化を意識し、「自分」さがしを始めていく時期でもある。中学から大学までの10年間の「子

どもからおとなへ」のマラソンだともいえる。親からは心理的に離れている。迷いながらも人生における「生」の営み方を模索する、そんな時期だからこそ、仲間や居場所ということが、移行支援をすすめていく留意点になるのではないだろうか。

また移行支援というとき、生活を一般的な社会人スタイルに合わせることを求める人もいるけれども、それは大きな間違いである。人間は、自分が意味を感じたことに対して主体的になり、自分で自分を変革して人間的な自由を拓げていく生き物である。そのことの繰り返しのなかで、迷いながらも青年期をくぐり抜けて、かけがえのない自分らしいおとなになっていく。移行支援や伴走型の支援というものは、若者がじっくりと自分の道を見つげられることをサポートすることを社会のありかた・しくみるにすることが、先におとなになった私たちの役割なのかもしれない。

したがって、移行支援の質として「二重の自分づくりの支援」という質を多様な連携の中で共有し、しっかり支援計画なり実践のなかに織りなすことである。

3 本人の参画のある移行支援計画の重要性

D報告書では、移行調整について次のようにまとめている。「本人への意思決定を支援しつつ、15歳頃からは、移行先（グループホーム等）の候補地に近い相談支援事業所（基幹相談支援センター等）を依頼し、施設職員（ソーシャルワーカー等）と連携しながら、移行先（グループホーム等）の体験利用を進めていけるようにする必要がある。」とされている。ここでは「本人の意志決定を支援しつつ」「15歳頃から」となっているが、15歳にならない子どもであっても自らの支援計画作成にいかにか当事者として参画し、自己を客観視しながら自己を変革させていくことも期待した参画や意見を表明し聞いてもらえる大切な機会として位置づけること自体が必要である。そういう一人の人間の人格的な発達の支援としても尊厳を持って向きあう移行調整でなければならない。したがって、報告書では15歳頃にはなっているが、

発達的には3歳頃からでも表明や参画は適切だと考える。

4 結論「一貫した」同じ制度があることの重要性

昨今子どもの虐待などの事案があり、子どもに対する医療費や給食費や学費の支援などが議論はされているが、子どもの権利が拡充するのはよいことなのだが、子どもだけの制度として線が引かれ閉じてしまうことが懸念される。

例えば児童発達支援に居宅訪問型の事業がある。通所することに困難さがある場合の制度である。同じような制度が学校教育にもある。訪問教育である。ところがおとなになってライフステージを移行するとどうか。障害福祉サービスの生活介護事業で活動しはじめたものの、体調が落ち込んで通所することが困難になると、居宅訪問型の生活介護事業はない。子ども時代まで、保育-教育と同じような制度によってつなげてきた生活がある。しかし、おとなになることで制度上でできなくなってしまうことも散見される。ライフステージの節目の時が近づくと、これまで利用できていた日中活動の支援が利用できなくなる可能性もある。そんな不安を抱えながら生活する本人と家族がいる。一貫して関連機関がリレーのようにバトンをつなげていく連携も大事だが、障害のある子ども本人の「生の営み」を力強くするために、年を重ねても変わらない一貫した質の支援もまた重

要である。移行調整や移行支援において、発達保障の視点をふまえた一貫性が地域で生活する支えになってくれるのではないだろうか。

参考文献

- 堀内浩美 (2008) 「知的障害児施設における地域移行支援に関する研究—地域移行事例の支援プロセスの分析を基に」、『社会福祉学』, 第49巻2号, pp.58-70。
- 近藤直子 (2009) 『続 発達の芽を見つめて—かけがえないストーリー—』, 全障研出版部。
- 厚生労働省・障害児支援の見直しに関する検討会 (2008年), 『障害児支援の見直しに関する検討会報告書』。
- 厚生労働省 障害児支援の在り方に関する検討会 (2014年), 『今後の障害児支援の在り方について (報告書) —「発達支援」必要な子どもたちの支援はどうあるべきか—』。
- 厚生労働省 障害児入所施設の在り方に関する検討会 (2020年) 『障害児入所施設の機能強化をめざして—障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書』。
- 厚生労働省 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 (2021) 『障害児新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 報告書』。
- 窪田暁子 (2013) 『福祉援助の臨床—共感する他者として—』 誠心書房。
- 國本真吾 (2023) 『ライフワイドの視点で気づく学びと育ち—障害のある子ども・青年の自分づくりと自分みがき—』, 日本標準。
- 渡部昭男 (2009) 「トランジションの保障の課題と展望—「子どもから大人へ」「学校から社会」二重の移行支援」, 『障がい青年の自分づくり—青年期教育と二重の移行支援—』, 日本標準, pp.157-167。

(たむら・かずひろ)

Challenges in Transition from Welfare System for Children with Disabilities to Welfare System for Adults with Disabilities—Examining Transition Support for “Overage Individuals” in Residential Facilities for Children with Disabilities—

TAMURA Kazuhiro*

Abstract

In the context of welfare for children with disabilities, there are individuals who, despite reaching the age of 18 and becoming adults, continue to reside in residential facilities for children with disabilities settings as “overage individuals.” Due to their considerable number, this has become a significant issue. Concurrently, there is an increase in admissions to welfare facilities for children with disabilities due to abuse and a decrease in caregiving capacity. This paper explores how to improve the current transition support process for individuals who have reached the age of 18 and are residing in welfare facilities for children with disabilities, in order to facilitate their transition to a life and residence suitable for them as adults. It also examines the issues at hand, considering the proceedings of discussions on disability child support at the national level during this period. When supporting the transition of children with disabilities from childhood to adulthood, it is necessary to provide “dual support” based on perspectives of human development and to implement flexible operational systems. Additionally, effective resolution of the “overage individuals” issue is possible through coordination between prefectures as responsible entities, and collaboration with municipalities to enable transition support functions.

Keywords : Vertical and Horizontal Collaboration, Overage Individuals, Consistency, Overage Individuals Transition Support Liaison Committee

* Professor. Ritsumeikan University